

原発事故と東電・国の責任

2012年4月28日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団

弁護士 中瀬 奈都子

弁護士 馬奈木 徹太郎

1. 原発事故の被害

○多様で深刻な被害

- ・事業者の場合
- ・農家の場合
- ・避難者の場合

⇒ 被害はまだ終わっていない

○事故をどうとらえるか

- ・損害賠償だけの話ではない
- ・大気の汚染、土壌の汚染、水の汚染
- ・故郷の喪失

⇒ 未曾有の公害

2. 我々はなぜ責任を問題にするのか

○原発事故と法的枠組み

- ・原子力損害賠償法と免責条項（「異常に巨大な天災地変」）、賠償支援機構法
⇒ 原賠法の枠組みでたたかうならば責任論は不要
- ・一般不法行為の過失
⇒ なぜ過失を問うか
- ・責任集中と国の責任
⇒ 国の責任を排除しない

○法的責任と損害

- ・加害行為の悪質性、危険性

3. 東電の責任

○事故前の責任

- ・津波、地震は想定外か
⇒ 東電は調査も試算もしていた！
- ・なぜ対策を講じなかったのか
⇒ 安全よりもコスト優先
⇒ 国の「お墨付き」

○事故後の責任

- ・ 後手につぐ後手の対応
 - ⇒ ベント遅れ、海水注水遅れ
 - ⇒ オフサイトセンターの機能不全

4. 国などの責任

○事故前の責任

- ・ 安全委員会の審査指針の問題点
 - ⇒ 「災害の防止上支障がない」？
 - ⇒ 津波を地震の随伴現象として軽視していた耐震設計審査指針
 - ⇒ 同時多発の複合災害を想定していなかった

○事故後の責任

- ・ 数々の対策ミス
 - ⇒ 情報の不開示
 - ⇒ 避難指示の懈怠と不徹底
 - ⇒ オフサイトセンターの機能不全

○原子力行政の責任

- ・ 原発政策を推進した責任
- ・ 「安全神話」を振りまいた責任
- ・ いわゆる「原子カムラ」の責任

○利益共同体の責任

- ・ 東電役員
- ・ 株主、債権者
- ・ 経済界
- ・ メーカー
- ・ 官僚
- ・ 学者
- ・ マスコミ

5. 私たちが求めているもの

○東電の姿勢、国の姿勢

○企業のありかた、社会のありかた

○生き方を考えよう、価値観を問おう、社会を変えよう

電気料金問題をめぐって

特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟

飛田恵理子

東日本大震災・津波による甚大なエネルギー分野の被害、とりわけ人災でもある福島第一原発事故の苦い教訓から、我が国ではさまざまな分野における再生可能エネルギーの利用の拡大とともに、エネルギーの地産地消が模索されています。大半の原発がストップする中、火力発電への依存度が高まり、燃料費のツケが自由化部門の大口のみならず、規制部門である小口の消費者にも回されようとしています。東京電力では需要家達が反発を強める中で、今月から大口の電気料金の値上げに踏み切り、この先小口の一般家庭への波及が懸念される昨今です。

かつて電気料金のしくみである「総括原価方式」にヤードスティック査定が導入される際の国の説明では、「値上げ申請があれば、内部留保をはじめ無駄な支出のチェック、コスト削減にともなう安全性へのしわ寄せは無いかなどの査定を行う。」とのことでしたが、この十数年間に、値下げの場合は国への（形式的）届出制になり、大口の自由化、規制部門では燃料費の自動的な調整制度が加わり、結局電力会社の経営の在り方・支出の在り方を問うはずの査定制度は機能しないまま、地域独占は温存されたわけです。安易な値上げをきっかけに総括原価方式は、各方面からの厳しい批判に曝される所となり、国も漸く見直しをはじめました。

- 1 消費者意識と電気料金の透明性
- 2 公益性と原価の圧縮
- 3 海外との価格差と電力会社の地域独占性
- 4 その他

参考（東京地婦連 機関誌「婦人時報 2012. 2月号記事より」

* 東電からは、2011. 12月、2012. 4月にも説明あり

東京電力の電気料金値上げ要請にNO

1月25日、特別高圧・高圧受電など大口の自由化部門の値上げの詳細が決まったとして、東京電力広報室より説明のため2名が会館に来られ、山下書記、秋元事務局長、飛田が応対しました。

「現行料金の前提に対する燃料費等の負担部分のうち、当社の徹底した合理化を織り込んだ上で賄いきれない部分に相当する。」として、特別高圧では1kWhあたり2円58銭、高圧で2円61銭、4月1日から一律に単価に上乗せするというものです。値上げ率のモデルケースによれば、特別高圧の百貨店、大規模事務所ビルなどでは18、1%、高圧の中小規模のスーパー、事務所等で13、4%の値上げということでした。今回の料金値上げは、燃料費等の増加分に関する見直しであり、それ以外の費用（損害賠償、廃炉に係る追加費用など）は含めていないそうです。「現在の状態が継続すれば、遠からず燃料調達に支障をきたし、電気の安定供給に重大な影響を及ぼしかねないので、ご理解を。」という説明でした。対象になるユーザーは約24万社に上ります。

大口の電気料金の値上げは、私たち消費者の暮らしに欠かせない食品や生活用品、サービスの値上げに繋がります。私たちは、無駄なコストの一層の削減、燃料調達の工夫、火力発電の効率化、再生可能エネルギーの積極的な導入などの努力を東電に求めると共に、自由化部門の電気料金値上げは、消費者として容認出来ないことを伝えました。

（飛田恵理子）

参考（公正取引委員会に対し任意の意見提出を致しました。）

2012年4月2日

東京電力の電気料金値上げ問題について

特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
生活環境部長 飛田 恵理子
(独占禁止政策協力委員)

我が国の電力料金制度は、大口契約については販売が自由化されているものの、PPSの電力販売余力は極めて小さく、実質的には地域独占性が極めて高い現状にあります。発送電が分離されておらず卸市場が限定的ななかで、半ば強制的に通知されたこの度の東京電力の自由化部門の値上げについては、契約者への説明も不十分であり、電力供給事業が本来公益性の高い分野であることを考慮するならば、独占禁止法上問題のある行為と言わざるを得ないと考えております。消費者への影響も懸念されます。

なお今後実施予定の約10%とされる小口の規制部門の値上げについても、私たちは電力会社を選択出来ない立場であり容認できません。ヤードスティック査定が行われないうまま継続されてきた総括原価方式で、既に燃料費を負担していることもあり、新たな電気料金の押し付けは燃料費の二重取りで、合理性に欠けているのではないのでしょうか。

公共料金の内外価格差（為替レート換算）

公共料金の中には海外と比べ、依然として割高なものも少なくない。

（日本を 100 とした各国の水準）（平成 22 年度調査）

種 類			日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
エネルギー	電気（290kwh 使用時）		100	64	75	66	117
	都市ガス（55 万 kcal 使用時）		100	56	57	72	78
通 信	電 話	（平日昼間 3 分間）市内通話	100	89	478	189	156
		長距離通話（100km）	100	33	68	27	27
		公衆電話	100	277	267	200	260
		携帯電話（月額料金、300 分相当）	100	93	40	110	196
	インターネット	ADSL（8M、無制限）	100	109	66	72	120
運 輸	国内航空	最頻運賃（400km 換算）	100	366	120	150	254
	鉄 道	新幹線（300km 換算） ※表定速度 150km/時以上	100	—	179	56	95
		特急（300km 換算） ※表定速度 150km/時未満	100	187	—	—	82
		普通（100km 換算）	100	63	316	108	128
		地下鉄（初乗り）	100	116	333	120	99
	バス（初乗り）		100	93	147	96	79
	タクシー（昼間 5km 走行）		100	41	70	39	76

備考） 1. 平成 22 年度消費者庁委託調査

2. 日本は東京、アメリカはニューヨーク、イギリスはロンドン、フランスはパリ、ドイツはベルリン（鉄道（新幹線）のみフランクフルト）を対象。

3. 為替レートは“Main Economic Indicators(OECD)”の平成 23 年 2 月値を採用。

アメリカ：1 ドル＝82.54 円、イギリス：1 ポンド＝133.13 円、フランス・ドイツ：
1 ユーロ＝113.07 円を上記の全ての料金に適用

電力8社 蓄え3兆円

値上げ前にすべきことは――

政府や電力業界が、原発を再稼働できなければ、電気料金を値上げする可能性があると言いつつ始めた。だが、電力会社には昨年3月時点で計3兆円もの積立金があり、ほかの業界より高い給料の見直しも十分ではない。負担を利用者に押しつけるつもりだろうか。

人件費カット不可避

■家庭向けの電気料金を値上げる時の新基準(今年度から)

- ・電気料金を決める原価には、「広告費」や「寄付金」を入れてはダメ!
- ・原価に含める人件費は、千人以上の大企業平均に合わせるよう引き下げ!
- ・ほかの電力会社と共同で燃料を買って、費用を削減!
- ・入札せずに買った設備は高値で買っていないかを厳しく査定!
- ・原価がどれだけかかっているか、中身をしっかり情報公開!

「今の状態が続けば、遠からず電力料金の値上げをお願ひせざるをえない」。政府が関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の再稼働を「妥当」と判断した13日、枝野幸男経済産業相は記者会見で、原発が動かないと関電管内の値上げは避けられないと話した。この日、電気事業連合会

■電力会社の給料(昨年3月時点)

	平均給料 (年間、 万円)
北海道	817
東北	837
東京	809
中部	834
北陸	783
関西	806
中国	804
四国	789
九州	828
電力会社	677
電力労組	634
鉄道	581
水道	628
通信	606
航空	775

有価証券報告書と賃金構造基本統計調査(厚生労働省)より作成。電力会社は賞与と基準外賃金を含むが、業界別は基準外賃金を含まない。

総括原価方式

電気事業法で定められ、電力会社は家庭向け電気料金をこの方式で決めている。電力会社は電力を供給するのに必要な費用をあらかじめ見積もり、その分を回収できるように料金を決める。この費用には一定のうえにも上乗せできるため安定して利益をあげられる。

の八木誠会長も「経営を効率化しているが、再稼働できないと大変厳しい」と値上げの可能性を示唆した。八木氏は関電の社長だ。原発が再稼働しないので、代わりに使う火力発電の燃料費が増え、電気料金も上げざるをえない。これが2人の理屈だ。しかし、本当だろうか。

電力会社は電力供給にかかる費用(原価)をあらかじめ見積もり、電気料金を決める。総括原価方式。この原価には人件費が含まれる。その電力会社の給料は他の業界より高い。料金を上げるなら、ここに切り込むのが大前提だ。

ある電力会社幹部は「物価を考えれば、地方の電力会社は恵まれている」と認める。地方の給料の水準を大きく上回る電力会社が多

く、関電も例外ではない。経産省は、原発が今後も動かなければ、火力発電用の原油などで電力9社の燃料費は年間に約3兆円上がるという。給料を下げるなど経費を減らさない限り、この負担はそのまま消費者に回されてしまう。

さらに、電力各社は過去に上げた利益を積立金として、企業向け料金は電力会社が自由に決められる。一方、家庭向け料金は、電力会社が総括原価方式で費用を見積もり、経産省が調べたうえで認可する。東電の福島第一原発事故を受けて、経産省はその基準を今年3月に見直した。

電力会社が「高給」を通してきた人件費は、従業員1千人以上の企業の平均と比べ、高すぎないか調べる。各地域の給料の水準との違いも踏まえる。「オール電化」の広告費や自治体への寄付金も、これからは原価に含めてはいけ

国の監視基準にも穴

て蓄えている。福島第一原発事故を起こした東電は底をついたが、他の8社は昨年3月で計約3兆円も積み上がっている。関電や中部電はそれぞれ7千億円もある。各社はまだこれを使い切っていない。「積立金がないままでは、安易な値上げは認められない」。経産省幹部さえ、こう言う。

企業向け料金は電力会社が自由に決められる。一方、家庭向け料金は、電力会社が総括原価方式で費用を見積もり、経産省が調べたうえで認可する。東電の福島第一原発事故を受けて、経産省はその基準を今年3月に見直した。

電力会社が「高給」を通してきた人件費は、従業員1千人以上の企業の平均と比べ、高すぎないか調べる。各地域の給料の水準との違いも踏まえる。「オール電化」の広告費や自治体への寄付金も、これからは原価に含めてはいけ

ただ、新基準が適用され

別紙②



東京電力

[トップページ](#) | [お問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [モバイル](#) | [English](#) | [中文](#)
[料金・料金メニュー](#) | [料金計算](#) | [料金メニュー](#) | [よくある質問](#)
電気料金・
各種お手続き暮らしと
ソリューション学ぶ・知る・
楽しむ

京イカ

社会・環境分野
の取り組み

TEPCO ユース

企業

[料金メニュー](#) | [電気料金・各種お手続き](#) | [暮らしとソリューション](#) | [学ぶ・知る・楽しむ](#) | [京イカ](#) | [社会・環境分野の取り組み](#) | [TEPCO ユース](#) | [企業](#) | [燃料費調整のお知らせ\(平成24年5月分\)](#)

燃料費調整のお知らせ(平成24年5月分)

目ごろから格別のお引き立てをいただき、ありがとうございます。

東京電力では、燃料価格の変動に応じて自動的に電気料金を調整する「燃料費調整制度」を導入しています。

この制度による平成24年5月分の燃料費調整単価が、平成23年12月～平成24年2月の燃料の貿易統計価格にもとづき確定いたしましたのでお知らせいたします。

平成24年5月分の電気料金の調整

従量制のお客さま

平成24年5月分の燃料費調整単価

平成24年4月分との差

低圧供給

0.34円/kWh

▲2.02円/kWh

燃料費調整制度について | 消費者生活センター

平成24年度 太陽光発電促進付加金単価のお知らせ

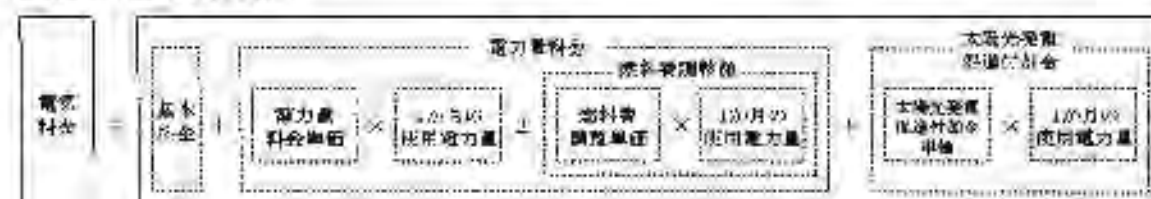
(東電)

■従量制のお客さま

平成24年度の太陽光発電促進付加金単価	
低圧供給	0.06円/kWh
高圧供給	
特別高圧供給	

※太陽光発電促進付加金単価には、消費税等相当額を含みます。

■電気料金の算定方法



※消費税等相当額＝電気料金×8/105(円未満切り捨て)

※まったく電気を使用しない場合の基本料金110.90銭/月です。

※最低月燃料費の適用を受けるお客さまの電気料金は、最低月燃料費に太陽光発電促進付加金を加えたものととなります。

※低圧供給で口座振替払いの場合は、1か月あたり52.50円引きとなります。

測って応援 ベクレル表示

真下俊樹

日本消費者連盟 共同代表
市民エネルギー研究所

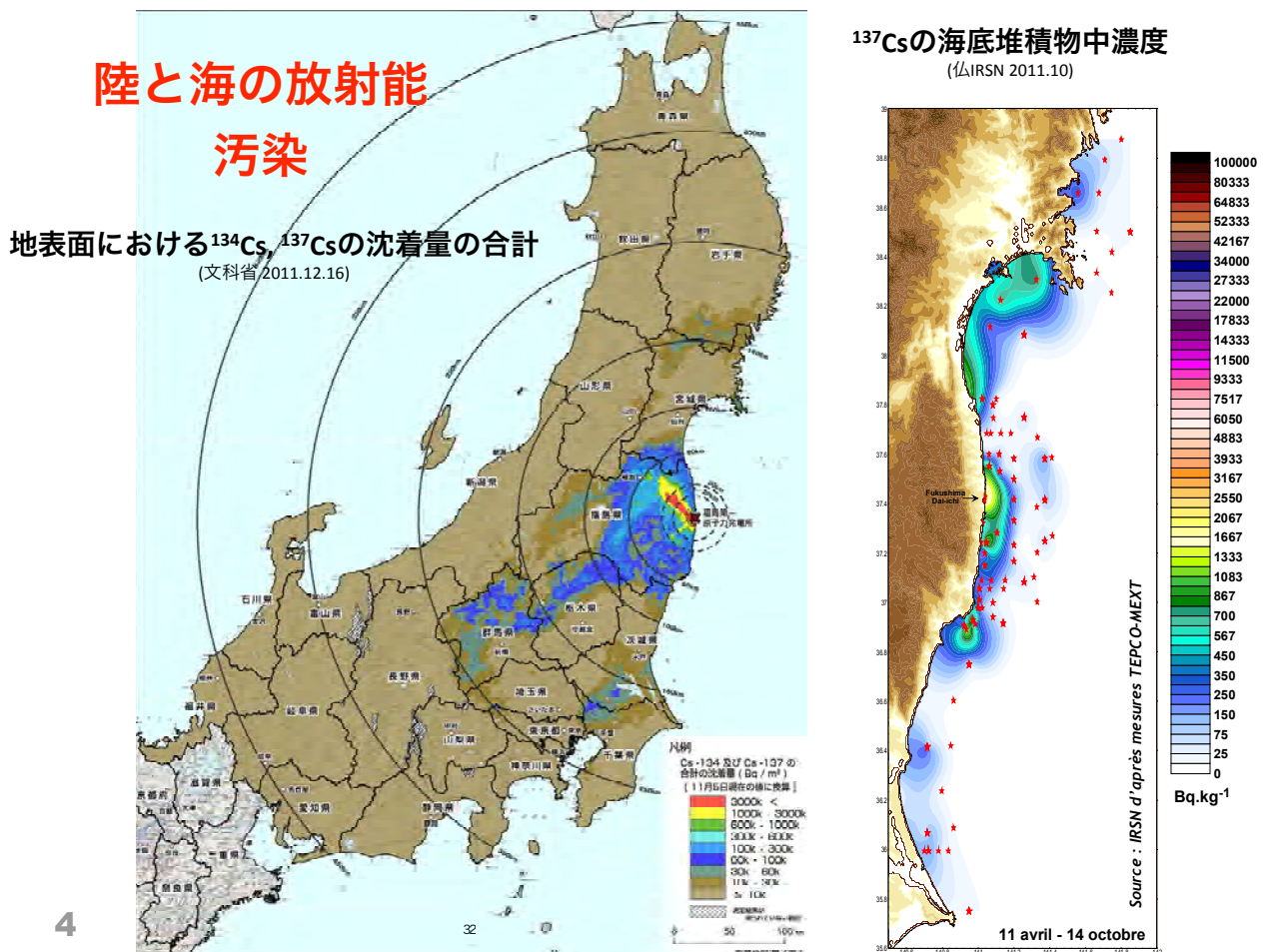
現状：生産者と消費者の対立構造

- “食べて応援”
 - － 生産者は助かる
 - － 消費者は放射能をガマン
 - － 汚染の負担→消費者に
- 放射能は食べたくない
 - － 消費者：産地表示を見て遠いものを選ぶ
 - － 福島に近い生産者は生き残れない
 - － 汚染の負担→生産者に
- 痛み分けはおかしい

地産地消はどうなる？

- 日本の農業生産の約2割が汚染
- 生産者・担い手は？
- 食料自給率は？：<40%
- 国際収支：今年初めて**赤字**
 - 「食べものは輸入すればいい」は過去の話に
- 放射能と他の有害物質：**相加相乗効果**

3



4

汚染地域の農業

単位: 億円 対全国比 (%)	米	野菜	果実	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	合計
福島県	987	536	275	143	102	114	130	2,287
	5.1	2.5	3.7	2.7	1.4	2.0	2.2	3.1
茨城県	958	1,595	130	123	164	439	357	3,766
	5.0	7.6	1.8	2.3	2.2	7.5	5.2	5.1
栃木県	748	778	89	220	322	218	92	2,467
	3.9	3.7	1.2	4.1	4.3	3.7	1.6	3.3
群馬県	191	786	96	126	268	340	127	1,934
	1.0	3.7	1.3	2.4	3.6	5.8	2.4	2.6
千葉県	774	1,652	168	48	259	367	317	3,585
	4.0	7.8	2.3	0.9	3.4	6.3	4.6	4.8
合計	3,658	5,347	758	660	1,115	1,478	1,023	14,039
	18.9	25.3	10.2	12.4	14.8	25.3	12.9	18.9

5

多くの農作物は汚染少ない

品名	都道府県	産地(採取地／購入先)	採取日	測定値 (Bq/Kg)	
				Cs134	Cs137
ほうれんそう	福島県	伊達市霊山町上小国	2012/04/13	<6.21	<6.35
ほうれんそう	福島県	伊達市霊山町上小国	2012/04/13	10.17±5.15	17.40±6.41
ほうれんそう	福島県	伊達市霊山町下小国	2012/04/13	17.83±7.61	<10.46
ほうれん草 (おひたし)	福島県	須賀川市滑川	2012/03/31	<2.93	<2.62
ほうれんそう	福島県	須賀川市滑川	2012/03/31	5.24±3.81	7.27±4.67
ほうれんそう	福島県	福島市岡部	2012/03/14	<4.17	0.00±0.00
ほうれん草	福島県	二本松市 (towa)	2012/03/01	0.00±0.00	0.00±0.00
ほうれんそう	福島県	須賀川市仁井田	2012/02/27	<6.02	<5.61
ほうれん草	福島県	二本松市 (towa)	2012/02/19	0.00±0.00	7.82±4.53
日本	福島県	二本松市 (towa)	2012/02/10	<3.63	<3.41
ほうれん草	福島県	須賀川市	2012/02/02	<5.43	<5.10
日本ほうれん草 (ハウス)	福島県	二本松市 (towa)	2012/01/16	0.00±0.00	0.00±0.00
日本ホウレンソウ	福島県	二本松市 (towa)	2012/01/16	0.00±0.00	0.00±0.00
ほうれん草	福島県	西白河郡矢吹町南原	2012/01/14	<4.30	<4.05
ほうれん草(露地)	福島県	福島市松川町水原	2011/12/28	<5.63	0.00±0.00
ほうれん草(ハウス)	福島県	福島市松川町水原	2011/12/28	0.00±0.00	<5.72
ほうれんそう	福島県	福島市飯野町	2011/12/04	0.00±0.00	6.74±4.70
ほうれん草のおひたし	福島県	須賀川市滑川	2011/12/01	<3.22	<3.04
ほうれんそう	福島県	西白河郡泉崎村	2011/11/25	0.00±0.00	<4.48
ほうれんそう	福島県	二本松市太田	2011/11/05	7.09±5.44	0.00±0.00
ほうれんそう	群馬県	太田市	2012/02/01	<8.90	<8.25

6

産地	食品名	検体重量 (g)	セシウム 134	セシウム 137	合計	測定開始日	測定時間 (秒)
神奈川県足柄産	新茶(製茶)	260	1500	1720	3220	6 月 17 日	70000
静岡県御前崎市	新茶(製茶)	103	266	305	571	6 月 10 日	70000
静岡県御前崎市	新茶製茶)	212	68	84	152	6 月 20 日	73200
静岡県清水港	生シラス	683	3	4	7	8 月 11 日	54821
静岡県清水港	釜揚げシラス	404	不検出	不検出	不検出	8 月 13 日	385579
栃木県日光市	玄米	588	20	27	47	11 月 3 日	68899
栃木県日光市	白米	653	7	10	17	11 月 3 日	22684
栃木県日光市	炊飯白米	663	不検出 (1↓)	不検出 (2↓)	不検出	12 月 11 日	39323
静岡市清水区	緑茶 (5 月産)	312	243	338	581	11 月 24 日	46540
静岡市清水区	緑茶 (一煎目)	587	不検出 (1↓)	不検出 (2↓)	不検出	12 月 2 日	53668
静岡市清水区	緑茶 (二煎目)	591	不検出 (1↓)	不検出 (2↓)	不検出	12 月 3 日	48470
静岡市葵区	緑茶 (H23 年産)	271	210	282	492	10 月 16 日	42290
静岡市葵区	飲用茶 (一煎目)	626	不検出 (2↓)	不検出 (2↓)	不検出	10 月 23 日	40229
静岡市葵区	飲用茶 (二煎目)	606	不検出 (2↓)	不検出 (2↓)	不検出	10 月 23 日	42300
静岡市葵区小瀬戸	緑茶 5 月産一茶	192	110	158	268	1 月 2 日	48759
静岡市葵区小瀬戸	緑茶 8 月産二茶	202	41	60	101	1 月 3 日	39015
静岡市葵区小瀬戸	緑茶 11 月産	183	6	8	14	1 月 3 日	45523

(作成：馬場利子)

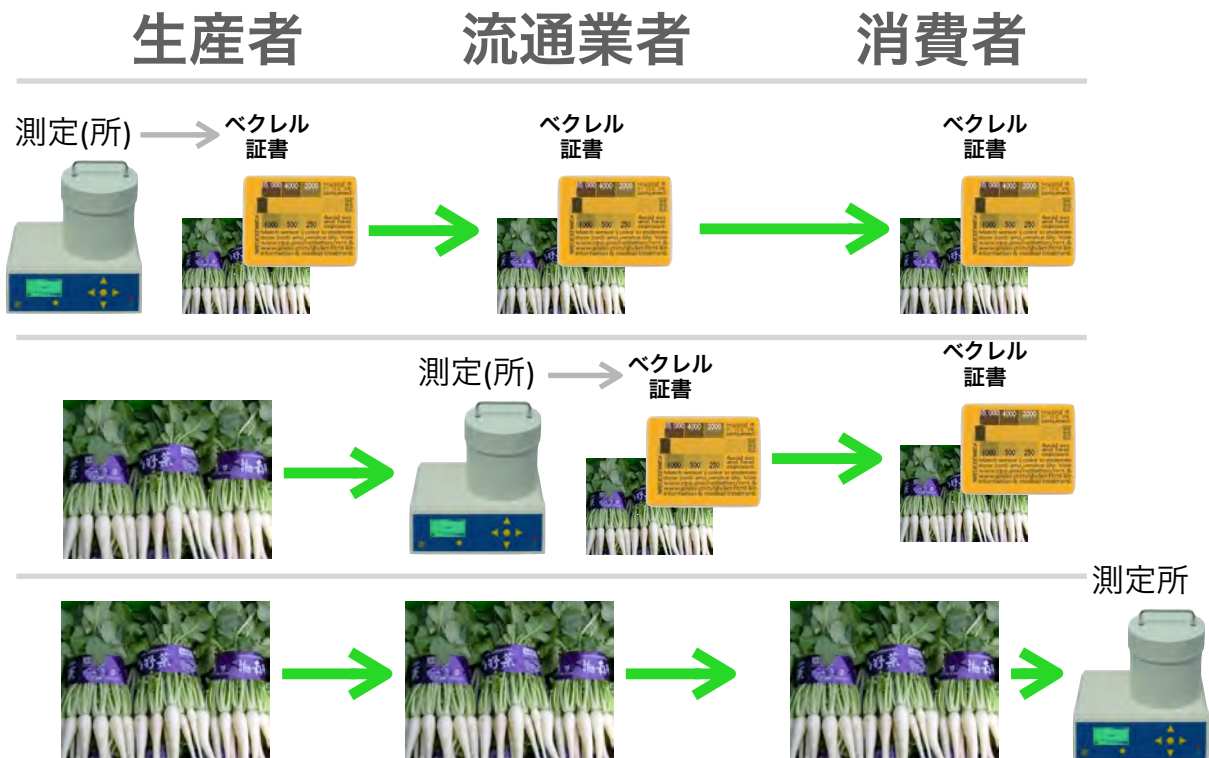
7

“測って応援”

- ・ 測る
 - － 汚染地の作物・食品の多くが低線量か「検出限界未滿」
 - － 遠くの作物・食品でも高汚染の可能性
- ・ ベクレル表示
 - － 測定値をそのまま表示:
各ロットごと
 - － 産地表示ではなく、
ベクレル表示で選択



ベクレル表示：たとえば...



ベクレル表示を見た上で 食べる/食べないは消費者の判断

- 消費者の権利
 - 安全である権利
 - 知らされる権利
 - 選択できる権利
 - 意見を反映させる権利
 - 消費者教育を受ける権利
 - 生活の基本的ニーズが保障される権利
 - 救済を求める権利
 - 健康な環境を求める権利
- **測って表示**：消費者と生産者の利害を一致させる唯一の道

自主表示＋制度要求

- 今後の運動
 - 自主表示運動
 - 測定所をふやす：市民測定所, 自治体, NPO委託...
 - 測定精度の確保：共通基準をつくる
 - 表示の共通化：共通ロゴ
 - (cf. 有機認証制度)
 - ベクレル表示を制度に
 - 食品放射能汚染は何十年もつづく
 - 食品表示制度に組み込ませる運動

測定費用は東電に賠償させる

- 測定費用：機材500～1,500万円＋人件費
- 原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(2011.08.05)
 - 「③検査費用（物）
取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用」
 - 「必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応[...]が合理的といえる場合には、賠償の対象となる。」(p.41)
- 千葉・なのはな生協、検査費用賠償を勝ち取る
- 加害者（東電）が賠償判定→被害者主体の賠償請求へ

原発立地とゆがめられてきた「環境行政」

公害・地球環境問題懇談会

全国公害被害者総行動実行委員会

小 池 信太郎

環境は、いったん汚染・破壊されると回復が不可能だったり、また、回復が非常に困難であるため、そのおそれのある公共事業などの実施による環境への影響を調査、予測、評価し、その結果を反映させる制度が環境アセスメント制度である。

「日本の破産への道は、公共事業によって舗装されている」。これは、1997年3月1日付けニューヨークタイムズの記事である。日本のケタ外れのひどさは、国内のみならず外国からもこのように指摘されていた。

日本は世界一の公共事業投資国でありながら、対日赤字解消を望むアメリカからの圧力のもと、1995年から10年間に630兆円(はじめ430兆円であったものを増額し期間を13年間とした)もの莫大な投資を行うと約束してしまった。日本の環境破壊的・生活破壊的な公共事業は、ここを新たな出発点としているといえる。すなわち、どんな公共事業が必要なのか、から出発するのではなく、示された予算規模をいかに消化するかが基本となってしまった。

公害と乱開発をなくし、豊かな自然環境を守るためには、民主的な規制が必要であり、この制度の確立や内容の充実・改善を求める国民的世論と運動が広がった。

しかし、数度にわたる法制化の機運も、経済界や開発官庁の反対でつぶされ、ついに環境省は法制化を断念、以来、環境アセスメントは、法律に基づかない「閣議アセス(要綱アセス)」といわれるもので実施されてきた。法律でなく事業主体による行政指導で実施されてきたのである。各事業官庁が評価者と被評価者を兼ねるけじめのない制度をつくり上げてしまった。これは例えて言えば、同じ者が、試験問題を作り、答案を書き、実施し、採点し、可否を決定するというひどい仕組みなのである。当然、こうした制度に対し、“開発の免罪符”とか、アセスメントではなく開発事業につじつまを合わせる“アワセメント”と揶揄され、世論の批判を浴びてきた。

その後、法制化の気運が高まる中で、いぜんとして、通産省・建設省(当時)などの開発官庁と経団連・電気事業連合会などの経済団体は、あからさまに法制化反対の大合唱を展開し、法制化を阻止をする態度を取り続けてきた。一方、OECD(経済協力開発機構)諸国の中で環境アセスメント法制度を持たないのは日本だけということがマスコミにも取り上げられ、こうした法制化を妨害する動きに対し、「国際的にも恥ずべきこと」との非難が集中した。

世論と運動が広がるなか 1997年6月、事業実施を対象とした現行環境アセスメント法(環境影響評価法)は成立(但し、本格実施は1999年)。これが「事業アセス」と言われる制度で、この法案成立に当たっての国会審議の中では、次に「戦略的アセスメント(計画・政策段階から行う)の制度化に向けて早急に検討を進めていく必要がある」との附帯決

議が行われた。

私たちは、環境アセスメント制度をより実効性あるものとするためには、政策・計画・予算の段階で評価を行う「戦略的環境アセスメント」制度の法制化が必要であるという立場から、全国公害被害者総行動の中で実施する環境大臣交渉では、1998年以降毎年、歴代環境大臣に対し法制化を求め要求し続けてきた。

私たちがこれまで要求してきた「戦略的環境アセスメント制度」問題がやっと政府部内でも浮上し、2006年4月7日に閣議決定された第3次環境基本計画では、「(戦略的環境アセスメントについて)今後は導入に向けた一層の取り組みを進めることが必要」と、以前より踏み込んだものとなってきた。このときもまた、1997年に事業アセス制度が法制化された当時と同様、「OECD(経済協力開発機構)加盟国中戦略アセス制度が法制化されていないのは日本だけとった異常事態を解消すべき」ということが大きな根拠となった。

電力業界からの異常な圧力が

第3次環境基本計画の閣議決定を受け、環境省は2006年8月、「戦略的環境アセスメント総合研究会」(以下「総合研究会」)を、また同年11月、環境NGOならびにアセス実務者との交換の場である「環境アセスメント・フォーラム」を立ち上げた。この「環境アセスメント・フォーラム」には、NGOの一員として、私たち公害・地球環境問題懇談会も選ばれ筆者も討議に加わってきた。

こうした経過の中で環境省は2007年3月、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)」を示し、パブリックコメントを求めてきた。

この「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)」は、「総合研究会」(座長に浅野直人福岡大教授、13人の学者で構成)での合意のもとにまとめられ、その内容で幅広く国民の意見が求め、3月15日に意見集約が閉め切られていた。

パブリックコメント閉めきり後の3月27日、取りまとめの最終「総合研究会」が開かれた。この会議で突然「発電所については、結論が得られなかったので、これを踏まえた取り扱いが必要である」との文章が示され、メンバーはその時はじめて知らされたとのことで、委員からは「由々しき問題を含む」と反発の声があがった。

その直後、筆者も参加した「環境アセスメント・フォーラム」が4月23日、開かれた。その会合では、「総合研究会」中心的メンバーであり戦略アセス国際学会会長でもある東京工業大学原科教授から、当日の会議の様子を、テレビ放映を紹介しながらの、その実態が次のように報告された。

「発電所を外してしまったが、本当にみんな理解できない。じつに変なことになってしまったと思います。我々研究会の意向としては、1名だけ賛成されたけれども、ほかのメンバーはみんな反対したものですから、普通なら研究会報告の中にあのようなことは入ってこないはずで。非常におかしなことが起こったと思います。事務局が非常に抵抗したわけですが、いろいろなことがあったようで、私は問題だと思います。言ってみれば不透明なことがあったと思います」と、非民主的なやり方に対する怒りをこめた報告があった。

この異常事態を裏付ける情報として、その背景は、電力業界の圧力、「族議員」である

与党（自民）経済産業部会の突き上げや複数の政治家からの働きかけがあったためといわれ、「3月15日の与党経済産業部会からの突き上げは酷かった。何と40人もの与党議員や電力業界などの面々が、環境省の幹部をつるしあげたという」「3月27日の研究会当日、会議の直前に環境省局長らを、議員が呼びつけて、発電所はずしを迫ったという」などと、その「由々しき事態」の内容が、マスコミでも報道された。（この部分は、拙著「前衛」2010年7月号掲載論文より引用した）

「3・11事故」と環境アセス制度をめぐって

環境影響評価法が2011年4月、改正された。

環境省環境影響評価課担当課長補佐より6月23日、公害・地球懇小池あて、つぎのような連絡があった。

「法改正を受け、その具体的な実施方法についての全事業共通のガイドラインである『基本的事項（環境省告示）』を見直すべく、環境省では検討委員会を開催し、技術的検討を開始しています。この検討委員会において、法改正を受けて新たに導入される『計画段階配慮（いわゆる戦略的環境アセス）＝SEA』の手続きについて、関係団体へのヒヤリングを予定しております。ついてはこれに応じてほしい」とのことで、ぜひ意見を述べたい旨回答した。

意見発表団体は5団体で、

環境NGO関係：①日本自然保護協会、②公害・地球懇

事業者団体：①電気事業連合会、②国＝国土交通省・内閣府（沖縄総合事務所）

③自治体＝東京都

なお、当日それぞれ各団体から、戦略的環境アセス問題について意見が述べられたが、原発問題と関連させての意見は、公害・地球懇と電気事業連合会の2団体のみであった。

検討会委員会の小池の発言と会議でのやりとり（議事録より）

公害・地球環境問題懇談会の小池です。

本日のヒヤリングにあたりまして、お手元に配布されましたとおり、文書により提出しました。10分間という限られた時間の中ですので、1ページ「はじめに」の部分で、私の意見の基本的内容を述べ、他は書面内容でご理解ください。

第一は、東日本大震災により発生しました福島原発事故こそは、わが国史上かつて経験したことの無い最悪の事態といえるものです。その被害は、現在ばかりでなく、次世代にまで及び、しかも、被害は、事故発生地域はもちろんのこと広範な地域や他国にも拡散してきています。また、放射能汚染は、内容によっては、数千年から万年単位まで引き継がれるというものです。

原発事故は、その海域の豊かな海を汚し漁民から漁場を奪い漁港関連の人々の生活を深刻化し、また、大気や土壌を汚して農地と畜産物を奪っています。そして消費者から新鮮で安全な魚介類・農産物の供給を脅かしています。

第二は、環境影響評価法では、第一条(目的)として、「・・・事業に係わる環

境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に資することを目的とする。」と定めています。

史上最大の事故の発生と、さらに、それが拡大しているもとで、環境影響評価法に掲げるその目的が生かされることが、全国民的な願いですし、行政に求められているのではないのでしょうか。

では、その国民的な期待にこたえ、環境保全の面で、行政としてどこがその役割を果たすのか不明確である、などということでは、国民として到底納得できないのではないのでしょうか。

発電所を巡っては、環境影響評価法制定時に電気事業法と併用するような不明確な運用がされてしまいました。このことがまた、戦略アセスの制定のときも問題の原因となりました。

この時、環境省担当者のご努力によって立ち上げられました「戦略的環境アセスメント総合研究会」では、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」の原案がまとめられました。そこでは、発電所についても、例外とせず対象とする。この内容で委員も合意し、パブリックコメントでも賛成意見が寄せられ、これで決着という時点で委員も知らないところで突然「発電所除外」が決まったと伝えられています。

この異常事態を裏付ける確かな情報として伝えられる背景は、電力業界の圧力、与党経済産業部会の突き上げ、複数の有力政治家からの働きかけがあったためといわれ「与党経済産業部会での突き上げは酷かった。何と40人もの与党議員や電力業界などの面々が、環境省の幹部をつるしあげたという」「(結論を出す)研究会当日、会議の直前に環境省局長らを、呼びつけて、発電所はずしを迫ったという」などと、その「由々しき事態」が伝えられています。

原発推進の立場の経済産業省が安全性チェックをするなどは問題です。

環境省がもっと前面に出て、環境評価法の目的に沿った役割を果たすべきと考えます。

第三は、戦略アセス制度で、電力事業を特別扱いにすべきでないと考えます。とくに、原発施設の安全対策については、より厳密な対応が必要と考えるからです。

1994年「原子力安全に関する条約」が結ばれ、わが国も同年9月、国会で承認されました。この国際条約では、原子力施設について、①安全に影響を及ぼす立地について評価されること。②安全確保のため再評価されること。などと規定されています。

「原発立地が困難である」などを理由とする特別扱いは、国際ルールの上からも問題です。

(中略)

○森委員(岐阜経済大学大学院地域連携センター長)

これは質問ではないんですが、小池さんがおっしゃられた内容は、むしろ環境省頑張れというエールだと思いますので、最後で結構ですので、環境省からコメントをいただければと思います。

(中略)

○花岡課長（環境省環境影響評価課長）

コメントが欲しいというお話が森委員からありましたので。

環境影響評価法の定義、目的のところ、アクシデントは読めないようになっているという面がございます。放射性物質については法の52条第1項で外れているんですけれども、そもそも環境基本法第13条で外れているのをどう読むかということについては、実際に施設外に放出されたものについての扱いは、第13条の範囲の中におさまるのではないかという中央環境審議会の総合政策部会の考え方になっていて、それについて処理をしていく方向で検討いただいていると聞いています。ただ、これからのものについてどうなるかは、それは法制度全体の見直しがないと扱えないと思いますし、アクシデントをアセスの対象とするというのは、アセス法上、事業を実施する、あるいは通常の事業活動という範囲内を対象としているということからすると、難しいと思います。ただ、答申で、もっと上の段階のSEA（戦略アセス）についての検討は今後の課題と言われておりますので、そういうものを対象とするようになれば、いろいろなものを含めて必要かどうかという政策を検討していくということは、将来的にあるのではないかと思います。ただ、それは、この法律ではなくて別の法、仕組みでやることになるかもしれませんけれど、そういう検討課題も与えられているということです。

東電の責任

- ・ 当事者責任。これは 企業の変更がなければ - それが可能

原則回復をせよ。 0.0.1 ppb.

- ・ 4004 p/f 放射能汚染物質、→ 警戒レベルを量にかんがえて。

01. 12 ~ 02. 12: どの場でもかいてある。
居住地は? 産地。 21ヶ所
南という下。

02. a NHK.

実態を明らかにすることが重要:

原発事故がなければ 考えがけない。

- ・ 下内田大、下田、カネニ油圧、公害等 認定

- ・ 厚労省の責務:

『風の会』 ここから始まる

映画「日独裁判官物語」を鑑賞し、司法改革問題を語り合う

「日独裁判官物語」という一見地味な映画を観て、日本の裁判制度について議論しようという集会が2000年3月4日、主婦会館で開かれ160人が参加した。

日本の裁判については「金と時間がかかるわりには頼りにならない」という定評がある。法の番人という、素晴らしいネーミングのわりには芳しくない話だ。国民には相当敷居が高く、清水の舞台から飛び降りる覚悟がないと裁判などできるわけがないというのが、目下の国民的常識だろう。

憲法の番人と、敷居の高さ。この落差はどこから来るものなのか。そのことについて、ドイツの司法制度とその運用の実態、それに日本の裁判制度を重ねあわせてみたのが「日独裁判官物語」という自主制作の映画（監督・片桐直樹）である。

映画は冒頭に、日本とドイツの裁判官の登庁風景が暗示的に紹介される。日本の最高裁の裁判官たちがお抱えの運転手つきの乗用車で、守衛の敬礼のもとに最高裁に迎え入れられる。片やドイツだが、日本の最高裁に相当する連邦憲法裁判所に登庁するのはヘルメットをかぶりスクーターに乗った裁判官であり、誰の迎えもない。

このシーンに象徴されているごとく、日本の裁判所が権威主義で、閉鎖的で、官僚主義のがんじがらめの状況が、主として周辺の関係者のインタビュー取材で展開されてゆく。つまり日本の裁判所側がいつさいの取材拒否にでるので、裁判所内部や現職裁判官の生活ぶりを映像としてとらえることができないという監督泣かせの映画でもあるわけだ。

ドイツの方とはいうと、日本と同じ敗戦を経験したものの、ナチの圧政から教訓をくみ取り、司法改革を徹底して行ったところが、日本との大きな違いだ。

ドイツの裁判官たちは、日本の閉鎖主義、権威主義とは正反対に市民と溶け合い、同じ生活感覚で公正な市民本位の判決が出せるよう努力しているし、それぞれ、支持する政党に所属して公然と活動することが市民的自由の行使として保障されている姿が随所にてでくる。

われわれ日本人が驚く場面は、裁判所のいわゆる法廷が、まことにおおらかで、街の公民館といった趣のガラス張りの部屋もあって、傍聴席の柵などむろんない。そして、法廷は、時として市民のための裁判制度に理解を深める教室にも早変わりしたりする。また、裁判官たちは高校のボランティアの教師となってドイツの司法制度の授業を行い、「仮に反核バッジの着用を学校側にとがめられたとして、どのように対抗手段があるか」などと

生徒間で議論させ、それぞれ市民権としての裁判を受ける権利について教育するといった活動にも参加している。

こうした、あまりにも違いすぎる日独の裁判所や裁判官の違いを見せつけられて、暗澹たる気持ちにさえなってしまう。

上映後のシンポでは、片桐監督が「この映画がなにも裁判官だけの世界のことでなく、会社人間といわれてしゃにむにはたらく日本人の姿とダブル普遍性を描きたかった」と述べたのが印象的だった。

パネラーの1人、増田れい子さんは、イギリスの女性反核活動家の経験を引き合いに、イギリス原潜のある装置をわざと破壊して逮捕され、裁判にかけられることを目的に、法廷で危険な原潜の実態を立証し、無罪を勝ち取るといったことまで行われていると紹介したが、イギリスにおいても、法廷を社会的アピールや政策改革のために活用されている現実があるということだろう。

川崎大気公害裁判原告の北島幸さんと全国公害弁護団連絡会議の篠原義仁弁護士は、公害裁判を通して、日本の裁判制度の問題点を報告。北島さんは、裁判所というところはとても敷居の高いところだか、そうとばかり言うておれない。市民の生きるためのぎりぎりの願いを裁判所に届けるために、たとえ何年かかろうとねばり強くがんばるしかないと訴えた。

篠原弁護士は、長い時間がかかる裁判は事実で、裁判官増員などの改善も必要だが、裁判をたたかう側の姿勢として、国などの被告側の裁判引き延ばし作戦を許している側面はないか、裁判の進め方を巡っても弁護団側が自戒すべきことは多くあると述べた。また、最近とみに強まっている排ガス公害など行政の不法行為差し止めなど行政の不法行為を差し止める裁判で、最高裁が行政側の暗黙の意向を受けて、その不法行為を認定する結果となる差し止め判決を出させないよう仕向けるための研修会や協議会、会同と称する部内会議を招集して統制をかけるといった動きが強まっていることを紹介した。裁判制度の命ともいうべき裁判官の独立が、最高裁によってコントロールされているということである。

参加者による討論では、全国各地でたたかっている公害裁判原告や支援者、法律家、消費者団体などから、日本の裁判制度のもとの体験を通しての問題点や改革の必要性について熱心な討論が続けられ、次のアピールを採択した。

(2000年3月記 小池信太郎)

////////////////////////////////////

<集会アピール>

市民に身近で信頼される「裁判」を求めて

きょう私たちは、『日独裁判官物語』を観て、『公害裁判を通し、生きる権利を問うつどい』を開き、語り合いました。

人権よりも企業の営業権を優先させてきた政治・経済構造のもとで、日本はさながら「公害列島」となってしまった、などと言われてきました。

「公害の原点」と言われ世界的に注目された水俣病や全国各地での大気汚染など、悲惨な公害が広がる中で、さまざまな公害裁判が、文字通り命がけのたたかいとして各地で取り組まれました。

「子や孫にこの苦しみをさせてはならない」

「青い空、きれいな川、豊かな水田・森・海をこどもたちに手渡そう」

この要求が、全国各地の公害裁判での共通のねがいとして、大きな運動と世論をつくり、水俣病や西淀川・川崎・尼崎をはじめとする一連の大気裁判で画期的な勝利を手にすることができました。

しかしこの間、「命あるうちに救済を」のねがいもむなしく、多くの公害患者が、勝利判決を見ることなく、命を奪われてきたのでした。

裁判があまりにも長期にわたるためでした。また、裁判所のあり方が、「行政に弱く、行政の顔色をうかがう」といった印象さえ持たれ、一般国民の期待と信頼から遊離した存在であったことも否定できない事実でした。

いよいよ21世紀を迎えようとしています。21世紀こそは、国民すべてが、公害に侵されない権利、豊かな自然環境を享受する権利が保障される時代としましょう。

いま、司法制度改革問題が検討されていますが、その「改革」の内容の柱は、「市民に身近で信頼される司法制度」でなければなりません。そのためには、何よりも私たち自身が、この運動と世論づくりの先頭に立つことが必要です。

きょうこの集会を出発点として、その実現のため奮闘しようではありませんか。

2000年3月4日

3・4映画とパネルディスカッション実行委員会

「司法に国民の風を吹かせよう(風の会)」集会一覧

99年11月29日 記録映画「日独裁判官物語」上映・パネルディスカッション実行委員会

00年 3月 4日 **記録映画「日独裁判官物語」上映・パネルディスカッション**

<パネラー>

片桐 直樹(映画監督)

篠原 義仁(公害弁護団連絡会議幹事長・弁護士)

増田れい子(ジャーナリスト)

北島 幸(川崎公害患者と家族の会会長)

<コーディネーター>

小池信太郎(公害・地球環境問題幹事長)

12月22日 **「風の会」PARTⅡ集会**

「公害環境・消費者問題と司法改革ー司法への国民参加めざしてー」

<パネラー>

・司法改革審委員の立場から 吉岡 初子(司法改革審委員)

・弁護士の立場から 村松 昭夫(公害弁護・自由法曹団)

・公害裁判の立場から 大野 芳一(新横田基地訴訟団)

・消費者裁判の立場から 北川 公造(三洋冷凍庫訴訟原告)

<コーディネーター>

小池信太郎(公害・地球懇)

01年 4月14日 **「風の会」PARTⅢ集会**

「公害環境・消費者・女性差別裁判と司法改革」

・基調報告「消費者訴訟からみた司法改革」

神山美智子(弁護士)

・審議会報告「司法改革と司法改革審」

吉岡 初子(司法改革審委員)

・個別報告「公害環境裁判と司法改革」

関島 保雄(弁護士)

・特別報告「日立・女性差別事件と司法改革」

増田れい子(評論家)

6月30日 **「風の会」PARTⅣ集会**

「司法改革審の最終報告と今後の取り組み」

・講演 清水 誠(神奈川大学教授)

12月 8日 **「風の会」PARTⅤ集会**

「あなたが裁判官になる日」

・講演 四ノ宮啓(弁護士)

02年 6月 8日 「風の会」PARTVI集会

「消費者訴訟の改革めざして」

- ・講演 中村雅人(弁護士)

11月 8日 「風の会」PARTVII集会 弁護士報酬敗訴者負担に反対する集会

「弁護士報酬敗訴者負担制度を考える」

- ・亀井 時子(検討委員会委員・日弁連)
- ・飛田恵理子(検討委員会委員・消費者団体)
- ・牛島 聡美(ヨーロッパ調査団・弁護士)

***03年は、日弁連、弁護士報酬敗訴者負担に反対する全国連との共同行動を中心とした多彩な活動を展開した。**

04年 3月27日 「風の会」PARTVII集会

「司法改革の現状と課題－弁護士報酬敗訴者負担・裁判員制度問題を
を中心として－」

基調報告 坂 勇一郎(弁護士)

(*04年12月3日 弁護士報酬敗訴者負担法案廃案)

11日 「風の会」PARTIX集会

「弁護士報酬敗訴者負担法案廃案をかちとって」

報告

- ・日弁連敗訴者負担問題対策本部斎藤義房事務局長他各団体

05年12月 3日 「風の会」PARTX集会

「今次、司法改革を考える」

講演 清水 誠(都立大学名誉教授)

06年 4月 8日 「風の会」PARTXI集会

「消費者救済と団体訴権」

講演

- ・「消費者団体訴権制度を考えるに当たって考えること」

清水 誠(都立大学名誉教授)

- ・「消費者団体訴訟制度について」

佐々木幸孝(弁護士)

9月 9日 「風の会」PartXII集会

日の丸、君が代裁判問題をとおして

「教育の現場を知り、教育問題を考える」

- ・基調講演 「東京の教育はいまどうなっているのか」

渡部謙一郎(元都立高校校長)

- ・補助講演 「『強制』に反対する私の思い」

大能 清子(現都立高校教員)

- ・補助講演 「予防訴訟の判決を前にして」

澤藤統一郎(弁護士)

07年 2月24日 「風の会」PartXIII集会

「国公法違反・堀越事件から学ぶ」

- ・講演 「裁判員制度のあり方を展望して」
加藤 健次(弁護士)

3月24日 「風の会」PartXVI集会

「少年事件を知る」・少年法『改正』を考える」

- ・講演 「少年事件を知る」
伊藤由起夫(全司法・少年法対策委員会、家裁調査官)
- ・講演 「少年法『改正』を考える」
斎藤 義房(日弁連少年法「改正」問題緊急対策チーム座長、
弁護士)
- ・各団体報告と経験交流

9月 1日 「風の会」PartXV集会

「多発する薬害と司法の役割」

- 第一部 ・講演 「多発する薬害と司法の役割」
阿部 哲二(薬害イレッサ東日本弁護士事務局長)
「薬害イレッサ・がん患者の命の尊さを問う」
近澤 昭雄(イレッサ薬害被害者の会代表)

第二部 「経験交流」

東京大気裁判からの報告
高尾山天狗裁判からの報告 他

08年 2月 9日 「風の会」Part16集会

「水俣病を学ぶ」つどい

- ・ドキュメンタリー「断罪の核心」ービデオ上映ー
- ・基調講演「なぜ今、ノーモア・ミナマタなのか」
園田 昭人「ノーモア・ミナマタ訴訟」弁護団長
- ・被害者の訴え
折木さん・榎本さん

特別報告

- ・薬害イレッサ裁判闘争
- ・諫早干拓関係裁判闘争
- ・高尾山天狗裁判闘争

9月27日 「風の会」Part17集会

「アスベスト被害 身近な環境問題を考える」

ーアスベスト被害 現場からの告発ー

- ・講師 佃 俊彦弁護士(首都圏アスベスト弁護団)
- ・被害者の訴え
- ・質疑・意見交換

ーアスベスト被害 地域からの告発ー

- ・講師 村松昭夫弁護士(大阪・泉南アスベスト弁護団)
- ・質疑・意見交換

各団体・意見交換

10年 4月 3日 **「風の会」結成10周年企画 Part18集会**

『司法改革』を検証する

総合司会 小池 信太郎(公害・地球懇代表幹事)

主催者あいさつ 清水 鳩子(主婦連合会元会長)

——「風の会」10周年のあゆみとその到達点——

「20周年の回顧と所感」

—— 今次「司法改革」に触れて—— 清水 誠(都立大学名誉教授)

徹底討論 司会 篠原 義仁(自由法曹団元幹事長)

「国民のための司法」の確立をめざして—事例報告と意見交換—

1 安保条約と米兵犯罪

——横須賀基地米兵犯罪・国倍訴訟

報告 高橋 宏(自由法曹団神奈川支部幹事長)

2 表現の自由と裁判所

——「国公法違反」ビラ配布弾圧事件

報告 加藤 健次(自由法曹団前事務局長)

3 市民の手による行政監視と住民訴訟

——オンブズマン活動と住民のたたかい

報告 土橋 実(全国市民オンブズマン連絡会議代表幹事)

4 非正規労働者の権利と裁判闘争

——日立メデイコ、松下PDP最高裁判決をのりこえるたたかい

報告 鷲見 賢一郎(自由法曹団幹事長)

5 大気汚染裁判と和解後の取り組み

——東京大気裁判と「三本柱」の取り組み

報告 原 希世巳(東京大気裁判弁護団事務局長)

6 意見交換

閉会あいさつ 山浦 康明(日本消費者連盟事務局長)

10年 8月21日 **「風の会」Part19集会**

司法に国民の風を吹かせよう

沖縄・普天間から平和の声を

総合司会 山浦 康明(日本消費者連盟事務局長)

主催者あいさつ 清水 鳩子(主婦連合会元会長)

<第一部>

「沖縄・普天間から平和の声を」

司会 中杉 喜代司(公害弁護団連絡会議事務局長)

1 ビデオ(映画)上映

——普天間基地の実態・ヘリ墜落事故——

2 基調報告と訴え

普天間基地騒音訴訟高橋利男原告団事務局長

同

西川研一弁護団事務局長

3 意見交換と交流

< 第二部 >

「司法改革」の現状と課題

——司法修習生の給与継続問題に触れて——

司会 山浦 康明

1 報告「市民の目線で第二次司法改革を」

弁護士宇都宮健児(日弁連会長)

2 報告と訴え ビギナーズネット

(司法修習生の給費制維持のための若手ネットワーク)

3 意見交換と交流

閉会あいさつ 寺田かつ子(都地域消連副代表)

11年 4月 2日 「風の会」Part20集会

なぜ、冤罪事件があとを断たないのか

「私は、なぜ自白に追い込まれたか」

今の裁判、ここがちょっと変！

司会 山浦 康明(日本消費者連盟事務局長)

主催者あいさつ 小池信太郎(公害・地球懇代表幹事)

「足利事件を検証する」

講師 泉沢 章弁護士(足利事件弁護団)

---質疑応答---

「今の裁判、ちょっと変！」

---ひとこと、私にも言わせて---

講師 北澤 貞男弁護士(元裁判官)

---質疑応答---

閉会あいさつ 寺田かつ子(都地域消連副代表)

12年 4月 28日 「風の会」Part21集会

「国と企業の加害責任を明確にしよう」

司会・進行 山浦 康明(日本消費者連盟代表)

主催者あいさつ 清水 鳩子(主婦連合会元会長)

集会のまとめ 篠原 義仁(自由法曹団団長)

閉会あいさつ 寺田かつ子(東京都地域消費者団体連盟副代表)

< 第一部 >

「歴史にそむく反動判決にどう立ち向かうか」

1.大阪泉南アスベスト、薬害イレッサ判決の批判的検討と反撃の
取り組み

(報告) 全国公害弁護団連絡会議

2.首都圏アスベスト弁護団

(報告) 首都圏アスベスト弁護団

< 第2部 >

講演 「原発問題と国・企業の責任」

講師 馬奈木昭雄

(全国公害弁護団連絡会議代表委員)

<質疑応答>

<特別報告>東電原発事故に関連して

(その1) 原発事故と東電・国の責任

(報告) 東電原発被害者弁護団

(その2) 原発事故と電力料金の値上げ

(報告) 東京都地域婦人団体連盟

(その3) 放射能汚染と食の安全

(報告) 日本消費者連盟

(その4) 原発立地とゆがめられた「環境行政」

(報告) 公害・地球環境問題懇談会

<意見交換>

「風の会」の構成団体

主婦連合会

日本消費者連盟

東京都地域消費者団体連絡会

東京都地域婦人団体連盟

自由法曹団

全国公害弁護団連絡会議

全国公害被害者総行動実行委員会

公害・地球環境問題懇談会(JNEP)

大気汚染公害裁判東京連絡会

東京大気裁判原告団・弁護団・青空の会

大気汚染測定運動東京連絡会

道路公害反対運動全国連絡会

水俣病全国連

大気汚染裁判全国連

新横田基地爆音訴訟原告団・弁護団

ヤコブ病東京原告団・弁護団

高尾山天狗裁判原告団・弁護団

イレッサ薬害被害者の会・薬害イレッサ東京支援連絡会・弁護団

よみがえれ！有明海訴訟原告団・弁護団・支える会

